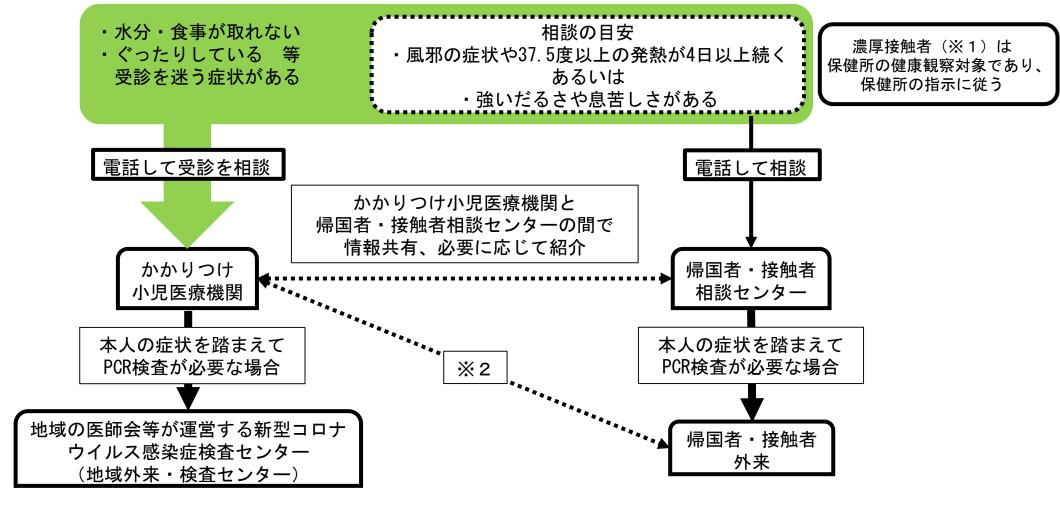
## 子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ

別添2

令和2年5月1日版

子どもは風邪の症状を認めやすく、また症状を正確に訴えられないこともあることから、相談の目安に関わらず、 小児科医による診察を必要とすることがあります。このため、受診に迷う場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。



- (※1)濃厚接触者の定義:国立感染症研究所のホームページ https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf
- (※2) 関係者間で情報共有できている場合、かかりつけ小児医療機関と帰国者・接触者外来の間で紹介しても可